



RI 第 2 6 1 0 地区

井波庄川ロータリークラブ会報

2009-2010 年度 No. 2 9

事務局 〒939-1635 富山県南砺市福光 7336-4 福光会館 3F
ふくみつ光房内 TEL 0763-53-1333 F A X 0763-53-1334、

inashorc@athena.ocn.ne.jp

2009-2010 年度 会長 齊藤 彰、幹事 坂井 彦就

2009-2010 年度 RI テーマ



「ロータリーの未来は
あなたの手に」

(ジョン・ケニー会長)

例 会 記 録

第 1 5 1 6 回例会

平成 2 2 年 3 月 2 4 日(水) 井波文化センター

1. 点 鐘 三谷副会長
2. ソング 四つのテスト
3. 卓話 荒木憲一会員
4. ビジター 北島芳信君 (南砺 RC)
5. 会長の時間: 三谷会長代理 本日、ここに来て会長代理の挨拶を言われました。準備不足で、思いつくままですが、ニュースによると、河村名古屋市長は、給料年額 1600 万を半額にする交換に、議員定数も半減と言う条件を言い出しましたが、どうなるでしょうか？橋本大阪知事は、大阪の朝鮮学校を訪問し、教室の金日成親子の写真を外さないと、高校無償化をできないと言い、北朝鮮から非難されたと言うのですが、なかなかいえませんね。民主党も、副幹事長を更迭とっておきながら、翌日覆すし、みっともないです。本日は「雑誌広報月間」、来期は私が担当します。
6. 幹事報告
 - ・ ガバナー事務所から、チリ地震に関する寄付のお願いですが、今回は日本事務局へ直接送付してほしいそうです。
 - ・ 4 月 7 日の観桜会、5 月 16 日の地区協の参加申込みをお願いします。
7. その他の報告
 - ① 山本会員 井波木彫刻工芸高等職業訓練校に、精勤賞の授与に行ってきた。

8. 出席委員会 22 名中 14 名出席 (73.68%調整後)

9. ニコニコBOX(河合 SAA : 本日 5 名 ? 円)

北島会員 (南砺)、坂井会員、助田会員、河合会員、山本会員

10. 卓話 「雑感」

荒木憲一会員

本日は、「雑誌広報月間」ということでしたが、準備不足で、仕事の一端の事柄について、卓話をします。

仕事柄、いろんな相談を受けますが、中でも「借金」に何するものが、多いです。その中でも、私的に貸し借りにするのに、金利や返済内容を決めないでいるものがあり、後で問題になるものがあります。

借金にも、免許証一つで借りられるヤミ金融と言われるサラ金から、正規の金融機関の銀行までいろいろありますが、ここで利息について述べます。

「利息制限法」では、10 万円以下の場合、年率 20% 以下、10 万~100 万円の場合は、年率 18% 以下、100 万円を超える場合は、年率 15% 以下と決められています。越えたものを任意で支払った場合、後で返還請求はできません。

「出資法」では、登録された貸金業者は、年率 29.2% までで、これ以内であれば、特に罰則はありません。

この 2 つの法律の間が、グレーゾーンの利息で、金融業者はここをテクニックとして使っています。

一般的に、50 万を借りても、高利だと 3 年返済で、月々 2 万 5 千円づつ返していくと、総額 80 万~90 万の返済を

しなければならなくなります。また、初め1社だけ、限度額の50万を借りても、そのうち甘えで数社になり、総額300~500万の返済が残り、給料をもらっても、うち7~13万が返済にまわさなければならぬ例もあります。

最近では若い人、40歳台の人の相談がおおく、債務整理に関わる事が多くあります。債務整理には、①私的整理、②特定調停、③民事再生法、④自己破産があります。

私達は（弁護士、司法書士など）、依頼者から相談を受けると、金融業者と掛け合い、利息制限法まで金利を下げさせ、払いすぎ分を返還させ、元本をへらしたり、弁済期間を遅らせたりします。

今年の6月18日から、このグレーゾーンを撤廃するために、「出資法」の利息を「利息制限法」まで下げる法改正があります。また、任意で払いすぎた分も改正して返還させることができるようになります。また、貸す方は、年間所得の1/3以下しか融資できないようになります。返還の督促の電話も、夜間や職場にすることが禁止されます。

私は、債務整理をする依頼者への願いは、再び簡単に借りたりしない、借りたものは返すという意識改革をしてもらいたいということです。（2度と借りないように！！）

【編集後記】

本日の荒木会員の卓話は雑誌広報の話より余程いい話でした。今の若い人たちに聞いてもらいたい話です。昔と違い、今はカードの時代です。いわば、借金が当たり前の世界です。そんなときに、本当に必要なものを、自分の身の丈にあった（つまり収支のつじつまの合う）買い物をしているのか、わからないでしていることが多いと思います。

自分だけで解決できればいいのですが、そんな人は必ず連帯保証人にまで、迷惑をかけてしまうものです。代位弁済など、させられた人はたまりません。江戸時代などは、そういうことをすると、重い罰が待っていました。現代にもそういう体罰があれば、懲りる人がいるかも・・・（これはいきすぎですかな。）

（山本 記）